

一戸町消防演習 開催 ぜひ、ご観覧ください

平成30年度一戸町消防演習を下記のとおり開催します。**当日は、午前6時15分ごろ、町内一斉にサイレンを鳴らします。火災と間違えないようご注意ください。**

■開催日 5月13日(日)

■主な日程

予定時間	内容	場所
7:05	部隊入場行進	役場前駐車場
8:20	ラッパ訓練	〃
8:35	操法訓練	〃
9:05	少年消防クラブ演技	〃
9:20	町内巡行演習	上町～一戸駅前
10:00	分列行進	一戸駅前
10:40	幼年消防クラブ演技	一戸小学校グラウンド
10:55	部隊訓練	〃
11:45	放水訓練	西法寺橋付近
12:00	閉会式	一戸小学校グラウンド

■その他

- ①進行状況により、日程の予定時間が前後することがあります。
- ②5月12日(土)の7時30分から一戸町消防操法競技会をコミュニティセンター駐車場で行いますので、ご観覧ください。
- ③役場前駐車場と役場南側駐車場を5月11日(金)～13日(日)の10時まで駐車禁止とします。また、コミュニティセンター奥駐車場(商工会側)の駐車場を5月11日(金)～12日(土)の15時まで、駐車禁止としますので、ご理解とご協力をお願いします。

☎総務課 ☎33-2111 内線208

震災を風化させない 「東日本大震災津波伝承館」愛称募集

岩手県では、国や陸前高田市と連携して高田松原津波復興記念公園に再建される道の駅「高田松原」内に、「東日本大震災津波伝承館」の整備を進めています。これは、震災の事実と教訓を世界、次世代に継承していくための施設です。多くの方々に知ってもらえる施設とするため、愛称を募集します。

■募集期間 5月11日(金)まで(必着)

応募方法などは下記に問い合わせください。

☎県復興局まちづくり再生課 ☎019-629-6935

国民年金の届出・手続きは忘れずに

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人が加入する制度です。

届出を忘れると、将来もらえる年金が少なくなったり、もらえなくなる場合があります。また、万一の事故や病気などの障害基礎年金や遺族基礎年金も受給できなくなるおそれがあります。

役場で取得の手続きが必要なのは、20歳になったとき、会社を退職したとき、配偶者の扶養から外れたときです。

また、保険料を納めることが経済的に困難なときには、申請によって保険料の納付が免除・猶予される場合があります。詳しくは下記まで問い合せください。

☎二戸年金事務所 ☎23-4111

☎税務町民課 ☎33-2111 内線113

来田保養センター さくらまつり 開催

岩手県指定無形民俗文化財の高屋敷神楽特別講演や来場者による芸能大会を開催します。皆さん、ぜひお越しください。

■日時 5月6日(日) 11:00～ 高屋敷神楽
13:00～ 芸能大会

■セット券 1,000円(入浴・花見弁当・桜もち・お茶)
※団体での申し込みには送迎あり。団体以外の人にも町内を走る無料送迎バスがありますので、ご利用ください。

☎来田保養センター管理組合 ☎32-2884

国道4号の姉滝大橋 橋梁補修工事のため、通行規制

橋梁補修工事のため、国道4号の姉滝大橋(二戸市金田一字焼山地内)が終日、片側交互通行になります。

■規制期間 5月7日(月)～7月31日(火)

工事期間は天候などにより変更となる可能性があります。また、期間中は渋滞が予想されます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

☎二戸国道維持出張所 ☎23-3366

ゴールデンウィークのごみ収集日程

ゴールデンウィーク期間中のごみ収集を右表のとおり実施します。

決められた収集日以外のごみ出しは避け、各家庭でごみの保管をお願いします。

二戸地区クリーンセンター(☎25-5660)が稼働している日は、家庭ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ)の持ち込みができます。

■料金(10^{kg}当たり)

粗大ごみ以外 30円

粗大ごみ 100円

☎水環境課 ☎33-2111 内線225

月日	ごみ収集計画	クリーンセンター
4月28日(土)	通常収集	休み
29日(日) 昭和の日	休み	休み
30日(月) 振替休日	【全域】可燃ごみ早朝回収 ※可燃ごみの収集が(月・休)の地域のみ 【一戸地区】生ごみ回収	8:45～14:00 ※12:00～13:00 は受入休止
5月1日(火)	通常収集	通常稼働
2日(水)	通常収集	通常稼働
3日(木) 憲法記念日	【一戸地区限定】生ごみ回収 ※可燃ごみ・資源ごみは回収しません	休み
4日(金) みどりの日	休み	8:45～12:00
5日(土) こどもの日	休み	休み
6日(日)	休み	休み

定期的に宅内排水設備の点検をお願いします

公共下水道や奥中山地区農業集落排水の排水管は、公共マスを境に、宅内排水設備と道路側下水道管、マンホールに管理が分かれています。

個人管理の宅内排水設備のマス蓋や排水管が破損すると、雨水や土砂が入り、詰まりや悪臭の発生、汚水処理場の故障につながります。

定期的に宅内排水設備の点検を行い、破損しているときは、町指定の排水設備業者(町ホームページ掲載)へ早急に修理依頼してください。費用は個人負担となります。また、汚水マスや公共マスは点検口となります。庭石を置いたり、埋めたりせず、地上から見えるようにしてください。公共マスや下水道管に破損や詰まりが生じた場合は、町が修理します。除雪などで公共マスを破損させた場合は、下記にご連絡ください

定期的に宅内排水設備の点検をお願いします

定期的に宅内排水設備の点検をお願いします

☎水環境課 ☎33-2111 内線227、228

